

【 令和 6 年 分 収 支 内 訳 書 （ 令 和 6 年 1 月 1 日 ～ 令 和 6 年 12 月 31 日 ） 】

③雑収入の内訳

田畑の面積等の状況	面 積 (a)
所 有 面 積	
借 受 面 積	
転 作 面 積	
耕 作 面 積	

区 分	金 額 (円)
戸別所得補償交付金等	
令和6年産米以外の精算金	
中山間地域等直接支払交付金	

※必要経費は事業に関係する部分だけです。ご注意ください。
申告の際は、科目ごとに内訳のわかるもの（領収書、通帳等）を整理して、申告相談時に持参してください。

必要経費の主な科目の具体例

科 目	具 体 例
販売・売上金額、賃貸料	① 事業から生ずる売上額、農作物の販売金額
家事消費	② 商品等を家事消費、贈答品とした場合の飯米等
雑収入・その他の収入	③ 交付金、精算金、作業受託料等販売収入以外の収入
農産物期首	⑦ 本年1月1日現在の委託販売・棚卸高
棚卸高期末	⑧ 本年12月31日現在の委託販売で精算未了のもの
期首商品棚卸高	⑩ 本年1月1日現在の棚卸高
仕入金額	⑪ 商品の仕入金額
期末商品棚卸高	⑬ 本年12月31日現在の棚卸高
給料賃金・雇人費	A 農業、事業等に従事した雇人の給料（生計を一にする親族は専従者控除⑮になります）
小作料・賃借料	B 小作地の使用料、共同選果場等の使用料・賃借料及び作業受託料
外注工賃	下請けへの発注・原材料の加工賃
減価償却費	C 事業用の施設・機械・トラック等の償却費
利子割引料・借入金利子	F 事業資金を借り入れた場合等の支払利息
租税公課	A 事業に関する固定資産税、自動車税、会費等
種苗費	イ 種子、苗等の購入費用
素畜費	ウ 子牛・子豚等の取得費及び種付料
肥料費	エ 化学肥料、たい肥の購入費用
飼料費	オ 飼料の購入費用
農具費	カ 使用可能期間が1年末満又は購入価格が10万円未満の農具購入費
農薬衛生費	キ 農薬の購入費用、共同（航空）防除の負担金
諸材料費	ク 農業のために使用する材料費（黒土・紙袋・ビニール等）
修繕費	ケ 事業に使用している建物・車両・農機具等の修理費用
動力光熱費	コ 事業のために使用した燃料費（水道・電気・灯油・ガソリン・軽油代等）
旅費交通費	サ 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代等
通信費	シ 電話料、切手代等
消耗品費	タ 消耗品や10万円未満の備品の購入費
作業用衣料費	ツ 農作業に必要な衣料の購入費（作業衣・長靴・手袋等）
農業共済掛金	テ 水稻・果樹等の共済掛金、車両保険料、農業用資産に対する火災保険料等
荷造運賃手数料	ト 出荷手数料、検査料、運搬料等
土地改良費	ナ 土地改良事業の費用

科 目	金 額 (円)	農	営	不	科 目	金 額 (円)	農	営	不
販売・売上金額、賃貸料 ①		○	○	○	そ 飼 料 費 オ		○		
家事消費 ②		○	○		農 具 費 カ		○		
雑収入・その他の収入 ③		○	○		農 薬 衛 生 費 キ		○		
礼金・権利金更新料 ④				○	諸 材 料 費 ク		○		
名義書換料・その他 ⑤				○	の 修 繕 費 ケ		○	○	○
小計 (①+②+③+④+⑤) ⑥		○	○	○	動 力 光 熱 費 コ		○	○	
農産物棚卸高 期首 ⑦		○			旅 費 交 通 費 サ			○	
期末 ⑧		○			通 信 費 シ			○	
小計 (⑥ - ⑦ + ⑧) ⑨		○	○	○	他 広 告 宣 伝 費 ス			○	
期首商品棚卸高 ⑩			○		接 待 交 際 費 セ			○	
仕入金額 ⑪			○		損 害 保 険 料 ソ		○	○	○
小計 (⑩ + ⑪) ⑫			○		消 耗 品 費 タ			○	
期末商品棚卸高 ⑬			○		の 福 利 厚 生 費 チ			○	
差引原価 (⑫ - ⑬) ⑭			○		作 業 用 衣 料 費 ツ		○		
差引金額 (⑨ - ⑭) ⑮		○	○	○	農 業 共 済 掛 金 テ		○		
給料賃金・雇人費 A		○	○	○	荷 造 運 賃 手 数 料 ト		○	○	
小作料・賃借料・外注工賃 B		○	○		経 費 経 費 経 費				
減価償却費 C		○	○	○	土 地 改 良 費 ナ		○		
貸倒金 D		○	○	○	二				
地代家賃 E			○	○	雑 費 ヌ		○	○	○
利子割引料・借入金利子 F		○	○	○	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用		○		
その他の経費		○	○	○	小 計 (ア～ヌまでの計 - ネ)		○	○	○
租 税 公 課 ア		○	○	○	経費計 (A～Gまでの計) ⑯		○	○	○
種 苗 費 イ		○			専従者控除前の所得 (⑮ - ⑯) ⑰		○	○	○
素 畜 費 ウ		○			専 従 者 控 除 ⑱		○	○	○
肥 料 費 エ		○			所 得 金 額 (⑰ - ⑱) ⑲		○	○	○

記帳・帳簿等の保存制度について

事業所得（農業・営業）、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。
 ▷ 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金銭等を記帳しなければなりません。
 ▷ 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。